時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價、遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付送せざる定めなるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遞送を差控へ居り候事にて雙方の不便なれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候
代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帶封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價遞送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

政府の覺悟如何す可きや

昨今議會の大勢を見るに政府提出の豫算案は勿論、議員中の修正議なる五百萬圓八百萬圓の減額說も行はれずして委員の査定案なる九百萬圓減額の說最も有力なるが如し斯る非常の減額は到底實際に行はる可らずとの議は我輩の屢々陳述したる處なれども兎に角に議會の多數を以て此說に決するに至らば政府は之に對して如何なる處置に出でんとするか、尙は今後多少の變局は測る可らずと雖も假りに今の査定案を決着のものと見做して扨我輩の所見を以てすれば政府の覺悟は右の二案に外ならざるが如し

第一議會が立入る可らざるの範圍內に立入り所謂違憲の所爲あるに於ては政府は憲法上の大權に據りて速に議會を解散す可しと云ふものあり或は議決の模樣次第にて解散の處置も亦止むを得ざる可しと雖も愈々之を斷行せんとするには政府に於ても豫め大に覺悟する所なかる可らずと思ふに議會解散の趣意は更に新議會を召集して政府の意見に多數の同意を得んとするとなれ共今日の有樣を以て見るに新議會の多數は果して能く現政府の意見に贊成す可きや否や我輩の甚だ覺束なく思ふ所なり若しも政府が今の議會を解散して更に召集の手續に及ぶも其新議會にして再び前同樣の議決を爲せば政府も再び之を解散して更に新々の召集を爲さゞる可らず而して新々議會の議決も又前同樣なるときは政府は又も解散の處置に出でざるを得ずして事態斯くの如くなるに至れば再三再四解散召集を操返すのみにして實際に異なる所なかる可し蓋し我國に於ては責任內閣の習慣未だ實地の練習を爲すに及ばざるが故に議會の集散は右の如く頻々なるにも拘はらず政府は矢張り依然たる今日の政府にして或は其の地位に變更を見ることもなかる可しと雖も斯くては國會の開設も更に其效なきのみならず社會一般の人心に於ても斯る有樣を傍觀して永く之に堪ふ可きに非ざれば其間には種々の事端を發して詰る處は官民軋轢の慘狀を極め其影響は延て政治以外の社會にも及びて容易ならざる結果ある可し我輩が國の爲めに謀りて最も喜ばざる所なり左れば議會の解散は言ふ可くして行ふに容易ならざれども政府は其容易ならざるを承知して猶ほ之を斷行せんとするの勇あるか我輩は更に一歩を進めて政府の大決心を促すものなり抑も議會を解散するは再度の議場に於て政府案の多數を得んとするものなれども從來の如く超然主義などと唱へ自から一種の風を氣取りて官尊の高處に止まらんとするが如き工風にては到底議場に多數を制するの望はある可らず故に苟も解散論に一決するときは之と同時に政府の方向を一新し新議會の議員に多く政府一味の人を出すの覺悟專一なる可し之を立憲代議政治の歷史に徴するに政府が國會の多數を制すること能はずして平穩無事に其地位を長ふしたるの例とてはあらざるが故に政府は先づ其方向を一定し自から卑ふして天下の愛嬌を博し國務大臣を始め總掛りの勢にて撰擧を爭ふの決心なからんには味方を得ること敢て難きに非ずして再度の議場には案外の多數を制するに至るやも知る可らず我輩は政府に向て男子の決心を促すものなれども此決心たるや即ち責任內閣を實にするの決心にして議場の模樣次第にては自から其地位を犧牲にするの覺悟なかる可らず今の政府に果して此邊の覺悟あるや否や若しも之なきに於ては議會の解散も先づ以て覺束なしと云はざるを得ず

次に政府は議會を解散せずと雖も今の憲法の解釋に據れば査定案の如き議決に對しては唯不同意を一言するのみにて可なり其處置は誠に簡單至極なれども更に其結果を考ふれば政府議會ともに今日の觀を改めざる限りは議會は每年同樣の議決を爲し政府は每年不同意を唱ふるのみにて其始末は前の解散の場合と同一なりと云はざるを得ず抑も査定案の如き非常の減額說は實際に行はる可きに非ざれば之に不同意を表するは固より其處なりと雖も單に法の文面に據り不同意を唱ふるのみて更に後の計に及ばざるは事の全きものと云ふ可らず如何となれば一片の法文を楯として百年の議會を敵にするは永久安全の策に非ざればなり政府年來の處置を見るに財政上の事は云ふまでもなく其他百般の施設何れも人意に可ならざるもの多くして少しく心あるものは竊に冷笑するの有樣なりしなれば政府正面の敵は議會中に在るが如くなれ共其實は議會の外に於ても友と名づく可きものは甚だ少なし左れば今回の議決に不同意を明言すると同時に大に前圖を改め退て自から節減の計畫を定め漸次に其效を擧ることを擬し又彼の爵位等都て官尊の陋習を一掃し兒戲に等しき外面の榮華を差控へて社會の感情を害することなく簡易質素以て政の實を務め謙遜溫顏以て民間の人に接したらば年來の不人望も次第に回復して一般社會の贔負を引起し議會との折合も自然に圓滑を催ほすに至る可し即ち我輩が第二案として提出する所なれども昨今の事態に迫りながら政府の覺悟定まらずして何れも行ふ能はずとなれば夫迄のみにして今後は唯自然の成行に任ずるの外なきのみ

雜報

陸地測量完成期限に關する建議案

（貴族院議案）

帝國議會の貴族院は全國測量圖の政務軍事教育工業及公衆百般の事業上に一日も闕く可らざる者なるを以て速に陸地測量を完成せしむるの必要を認定す然るに政府豫算案に據れば年額二十萬圓餘にして完成の期尙七十年の後に在り而して經費の總計凡一千三百五十萬圓に上れり抑限縱漫に過ぎ費額も亦鉅大なりと謂ふべし因て便宜の方法を設け其完成期を短縮して廿箇年と爲すに如かず乃ち經費の年額は四十五萬圓にして現額に比すれば二十五萬圓を增すと雖も之を成功後に通算すれば四百五十萬圓を減ずるを得且方今測量圖の備はらざるが爲め官民共に臨時救急の測量に要する費額亦夥多なりと云ふ若し二十年を以て完成すれば此等の費用も亦年々凡七萬圓即四十八年間に三百三十六萬圓を減じ得べし故に此陸地測量期限の短縮は啻に政務軍事工業教育等に鉅大の便利を與ふるのみならず經費節減の點に於て又大に利益ありとす是れ本院の測量完成期限の短縮を切望する所以なり因て爰に之を建議す

明治二十四年二月十三日

發議者　男爵　小澤武雄

贊成者
伯爵　正親町實正　伯爵　清棲家教　伯爵　小笠原忠忱
伯爵　廣橋賢光　伯爵　立花寬治　子爵　宍戸璣
子爵　林友幸　子爵　大迫貞清　子爵　由利公正
子爵　日野西光善　男爵　千家尊福
男爵　長岡護美　男爵　渡邊清　三浦安
小畑美稻　渡邊驥
男爵　青山貞　男爵　伊達宗敦　男爵　岡內重俊
男爵　中川興長　男爵　藤枝雅之　男爵　五辻安仲
男爵　杉溪言長　男爵　小松行正　男爵　菊池武臣
男爵　高殿忠善　田中芳男　男爵　島津珍彦
藤村紫朗　村田保　山川浩
神守固　重野安繹　安場保和
古市公威　小幡篤次郎　富田鐵之助
吉田三右衛門　村完右衛門

陸地測量完成期限に關する建議案理由書

熟々惟るに地圖は國土の模型にして百事を經營するの基準なり其の人世に須要なる猶ほ度量衡等の如し我邦從來之を備へず不便尠からず明治十三年以來始て測量に著手したりと雖も事業の宏大なる迅速の成功を求め難く加るに經費年額の制限あるを以て其完成は尙七十年外に在りと云ふ世運日新創始經營の業尠からざる今日に於て此必用の利器を缺く豈浩歎の至りならずや乃ち完成期を短縮するの方法を求むるに苟も經費の年額を增加すれば七十年を促して二十箇年と爲すを得而して費額の總計は反つて四百五十萬圓の減省を致し之を官民臨時測量の費用に通算すれば即ち現在豫算金額の過半を節減し得るものなり一擧兩得の策と謂ふ可し請ふ左に地圖の功用を略敍し併せて本議の節目を掲載せん

第一　何をか政務に要すと謂ふ曰く凡そ土地に關して行政の區域を劃する者府縣郡市町村の制度の如き皆地圖の備なかる可らず租稅を課し道路を通する等より水利堤防拓地殖民を爲すに至るまで一として之を要せざる者なきなり何をか軍事に要すと謂ふ曰く國防の爲め軍隊を配備する城塞砲臺等を築く出師の準備を爲す交通連絡運輸兵站等を規定する悉く地圖に據らざる可らざるなり何をか敎育に關すと謂ふ曰く精良の地圖なきときは地理學及歷史學の講究に妨げあり何をか工業に關すと謂ふ曰く鐵道を敷き鑛山を開くが如き諸種の工作場を設置するが如き地形を審査せざる可らざるなり此他森林牧畜商賣訴訟等に至るまで地圖の要用枚擧に遑あらず是れ完成期の一日も短促なることを要する所以なり

第二　政府豫算案の所謂七十年間に完成するの計畫を聞くに曰く全國の面積凡そ二萬四千八百方里之より從來完了の面積五百四十方里を控除し現今未成の者二萬四千二百六十方里あり一方里の測量費五百五十六圓四十七錢二厘を要するが故に現今の年額二十萬圓餘を以て測量及之に附帶する製圖印刷を施行すれば一年の測量業程は三百五十方里九分七厘に過ぎず即ち明治廿三年度以降九十一年度に至る六十九年間に二萬四千二百十七方里六厘を完了し九十二年度即第七十年に至り四十二方里九分四厘を測量製圖して玆に竣功を告ぐるものなりと

今此期限を短縮する方法左の如し

地形圖の縮尺元來二萬分一なりしを改めて五萬分一と爲し獨り[illegible]錯雜地形區域のみを二萬分一と爲すこと定め又既成の准正式圖三百四十方里と共に二千三百方里餘を完成し剩す所二萬二千五百方里と爲る乃ち每年平均凡千百二十五方里を測量すれば二十ケ年にして完成す又一方里の測量

費を改正節……
十五萬圓即……
豫定金額……
を短縮する……
五十萬圓の……
得んや是れ……

第三　凡そ地……
に從ひ地形……
に修正せざ……
使用するも……
を定めて二……
全國の廣き……
必ず應さに……
在の年額に……
中途即二十……
定の業程……
く果して七……
む可らざる……
議若或は經……
四十年に至……
せしめんと……

第四　第二項……
測量上に於……
立の會社等……
する者なか……
に於ては陸……
圖改正後……
地形及土木……
し官設鐵道……
は凡そ十二……
軍水路部……
て巨額の金……
の金額は……
量費のみに……
り此等皆……
ず支出し……
ば少くも此……
らん
從來の經過……
縣の測量……
五萬千餘……
りと云へ……
し共費用……
者に於て……
後其三分一……
金額七萬……
用は此外……
爲めに省……
六萬圓之……
百八十六萬……
る者あり……
期短縮を……
十五萬圓の……
あるに似た……
之を要する……
避くるを……
後れ事業を……
節倹の道を……
面して官民……
早く完成……
るのを……

○仙臺通……
地主總代……
議院に提出……
主は大に……
へて議案の……
年始も打……
市に於ては……
電報に郵便……

〇新橋横濱間發車時刻　新橋發（下り）午前六時、七時、八時五分、九時、九時五十五分、十時四十五分、十一時四十分、午後一時……